

平成 21 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 21 年 9 月 25 日（金曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

皆さん、おはようございます。

コスモスの花もあちこちで満開となり、そしてモクセイの香りが漂うすばらしい秋空の中での第 3 回定例議会、本会議 3 日目でございます。よろしく御協力を賜りたくお願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において松村敬子議員及び尾口好昭議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（石橋源一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は、簡潔に、そして要領よく発言をし、議事の進行に御協力をお願いいたします。

それでは、12 番中村善吉議員の登壇を許します。

（12 番 中村善吉議員登壇）

○12 番（中村善吉議員）

おはようございます。

本議会最初の一般質問させていただきます。

私の質問は、新教育基本法施行後、平成 22 年度から 2 年間使用される教科書の採択が実施され、特に中学生用歴史教科書の 9 社の中から東京書籍（以降「東書」）に決定されたので、本市における選定状況、特に記述内容に注目して何うものであります。

次に、(2) では、他の自治体に見るように、児童・生徒が使用している教科書の内容が市民の皆様にも容易に閲覧できるようにしてはいかかなものかを問うものであります。

歴史教育の内容に関しては、新教育基本法第 2 条の教育の目標の第 5 号で、「伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と規定しています。一方、学習指導要領から見ますと、前述教育の目標と多分に重複しておりますが、平成 10 年度版でも、20 年度版でも、社会科歴史分野の 1 番目に、「歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させ、それを通して我が国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」と規定しております。

以上の二つの規定されている内容を整理しますと、教科書の内容には次の 3 項目が要求されていることとなります。1、日本の歴史の流れと各時代を大きくとらえさせること。伝統と文化を考え尊重する態度を養うこと。それに、3、日本歴史や日本に対する愛情を育てるとの 3 点となります。しかし、教科書の実態はどうにも理解に苦しみます。

9 社の教科書中、扶桑社と自由社以外の 7 社には、東書も含め、内容には多少の差はありますが、主として次のような共通点のあることが何点かの資料に紹介されておりました。私も同感であります。

紹介例ですが、まず、1、歴史事項の単なる羅列のため、日本歴史の流れ、大筋がわからず、時代を画するような事件の背景も各時代の特色も理解できない。2、日本文化の記述で浮世絵が国際的に影響を与えたことが正しく評価されていない。3、韓国、朝鮮、中国からの文化伝来はかなり強調されている。逆に、4、近代日本語と日本語文献が中国、韓国、朝鮮の

近代化に貢献した事実には触れられていない。5、古代国家の形成、元寇の役、明治維新、その他、日露戦争等における安全保障と日本人の頑張り等も記載されていない。6、日本がアジア諸国に対してなした貢献や外国が日本に対して行った悪行は隠してしまうが、日本の悪行なら虚構の可能性が大でも記述される。さらに、7、歴史教育の最終目的として、日本国家にとって重要なことは何か、国民にとって何が重要かつ重要かを隠しているなどがあります。

教科書研究の第一人者の大学教授によれば、詳細は省略しますが、歴史教科書には、1、天皇の権威と国家の安全保障への観点が隠ぺい化されており、日本文化、日本国家の理論、思想はなく、日本解体思想をはらんでいる。2、中韓隷属史観、3、共産主義思想評価、それに、4、欧米追従史観など、四つの否定的特徴のあることが指摘されております。

以上を総合しますと、7社の教科書は新教育基本法及び学習指導要領に反しているのではと思います。ぜひとも今回の御答弁の中で納得のいく説明を期待したいものであります。

なお、扶桑社と自由社には前述した二つの規定されている内容に反するような記述がほとんどないことは、既存の教科書は自虐的、亡国的教科書と反省された新しい歴史教科書をつくる会が、日本人に本当にふさわしい歴史教科書をと編さんして、平成13年度から参入したもので、当然と言えば当然のことです。私は、新教育基本法施行後初めて検定を受けた自由社がベスト、自分の孫に、本日は傍聴していますが、研修生たちにも、国際舞台で活躍しているビジネスマンの方々にも、ぜひ勧めたい教科書であると考えております。

前置きが長くなりましたが、質問の解説に移ります。

(1)本市では、9社から東書を選定したが、その理由とその教育効果は、であります。本市では、教科書の内容をどのような基準で調査・精査したか、各教育委員の調査結果はどのような御感想なり特徴を有していたか、東書がベストになった理由を問うものであります。当然のことですが、地区採択協議会との差はどうか。さらに、教育効果はでは、教科書の特徴は本市の教育方針と理解させていただくものであります。

したがって、特に調査・精査結果に興味があるものは、各年代に1項目に絞れば、1、古代編では、日本を中国の被冊封国とする聖徳太子の外交、2、中世編では、日本人は倭寇で、中国と韓国を苦しめた倭寇、3、近世編では、浮世絵の世界的影響をきちんと書かない江戸の文化、4、近代国内編では、例外としてア、イの2項目、まず、ア、国民国家をアイヌと琉球の加害者とする北海道開拓と琉球処分と、イ、共産主義を擁護するロシア革命とスターリンの政治、5、近代戦争編では、日露戦争における日本海海戦、それに、6、近代戦後編では、日本が無条件降伏しアジアが開放された敗戦等であります。調査・精査結果は、東書が自由社より決定的にまさる内容に対比して御答弁いただきたいものです。万が一、調査・精査していなければ、「なし」との御答弁してください。

次に、(2)採択した教科書の図書館等への展示を希望したいが、であります。去る7月8日、我々は会派で地域交流プラザ整備事業について福井市へ行政視察に行き、福井市駅前の交流プラザアオッサ（方言で会いましょうとの意味）の4階に福井市立桜木図書館があり、県内で使用されている小中学校（私立校も含む）教科書を全部展示して、市民が自由に閲覧できるようなことを視察しました。その利用状況を係に聞いてみますと、時々小中学生同士、親子で、時にはおじいちゃんと来て楽しく勉強もしておられ、非常に好評とのことでした。本市ではいかがなものでしょうか。以上であります。

近年は、歴史資料公開の50年ルールに従って、また研究も進み、さきの大戦以前からの重要な歴史資料は続々と公開されています。また、ほとんどの資料はインターネットで検索

もできます。先日、有条件のポツダム宣言の全文も入手できました。教育基本法の改正に引き続き教育三法も改正され、昨年4月1日から施行されており、教育行政における自治体の責任は重くなり、担当者には説明責任と結果責任を問われるようになりました。ぜひとも頑張っていたきたいと思います。さらなる歴史教育の充実を願いながら、第1回目の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

中村議員の御質問に対しましては、教育長から答弁させますので、御了解いただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

それでは教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

それでは、中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

歴史教科書の採択に関しましては、平成17年、四度の定例会、平成19年、第3回、第4回の定例会等々でも御回答申し上げておりますが、文部科学省の通知を受けた宮城県教育委員会の指導、助言のもと、平成22年度使用教科用図書の採択基準に従って選定されております。

第1点目は、東京書籍を採択した理由と、その教育効果についての御質問ですが、教科用図書の採択につきましては、仙台管内13市町村で組織された「仙台地区採択協議会」において採択されるものであります。

また、教育効果につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえていること、さらには記述内容や歴史的事象の配列、資料の見やすさ等に触れた教科用図書であると認識しております。教育の目標を達成できると思っております。

次に、採択された教科用図書を図書館に展示してほしいとの御質問でございますが、展示方法や場所、期間等の問題もありませんが、展示する方向で検討いたしたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

(2)の方は、よろしくお願い致します。

(1)の方ですね、私の質問には全く答えておりません。なぜ東書がいいのか、その理由がほとんどない。さっき私は、どんな基準で選んだのか、それをも聞いております。それから、仙台事務所管内の地区採択協議会では、こちらから多賀城市で出した教科書を集め

て、その中で議論してると思います。その前にですね、だから私が最初に聞いているのは、ここで聞いているのは、多賀城の教育委員会ではどの教科書をどのような基準で選んだのか、それを私は聞いているんですよ。

それで、大抵の教育委員会では、各教育委員さんが、この教科書がいいですよと、ぜひこれにしましょうと、みんな教育委員さんが精査して、それで教科書を選んで、それで多賀城市の採択しようとする教科書はこれでいいですよと、それで地区採択協議会に持って行って、最終的にはそう決めると。そのような手順で踏んでおりますので、私はその前段をここでお聞きしているんです。教育長が全部読んで、今教育委員さんが5人おりますよね、各5人さんが全部読まれて、じゃあこの教科書がいいと、この結果を持っていったと思うんです。その前段を私は今聞いているので、その結果はどうなっているのかをまずお聞きしたいと思っておるんです。

それで、7月の中旬に各教科書研究所から出された、これね、8社の教科書の特徴が書いてある。それで、8社の中の名前を消して、これ教育委員会に私見せております。そういうことも私は踏んであります。それで、一番採択の率の悪い、自虐性の悪い教科書N社では、その特徴はどういうふうに書いてあるか、「共産主義思想に基づき、日本解体と米、中、韓への隷属をねらう」、これN社の教科書の特徴です。それで、私は自由社の特徴はどうなっているか、「日本歴史への愛着をはぐくみ、米、中、韓との対等を目指す」と、全く別な内容ですよ。確かに検定は通っているでしょう。しかし、我々ね、子供たち、孫、それから学生、ビジネスマン、そういう人たちが胸を張って仕事できるような、歴史を背負っていかれるような歴史でなかったら、私は教科書とは言えないんじゃないかなと、そう思っております。

それで、例えばこれを見てごらんになったらすぐわかると思いますが、じゃあ東書のやつはどう書いてあるか、「日本解体思想は弱いが」、これは私がつけ加えたやつです。「華夷秩序思想と共産主義思想を代表する」とあります。ですから、これは非常に、自由社とN社、東書、大分差があると思うんですよ。その価値観をどのように設け子供たちに負荷していくか、それが私は教育委員会の仕事であろうと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

「私の質問に全然答えていない」というふうな、私は、中村議員から通告に「教科書の採択」というふうな言葉が入っている。多賀城市の教育委員会で採択はあり得ません。これは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、この中の13条にあります。が、「採択は、県の指導を受けながら広域でやりなさい」と、採択の場所はそこしかございませんので、まずもって通告のことについてお話ししておきます。

それから、人それぞれに主義主張があるのは、これは結構なことなんです。いわゆる教科書検定というのは、国の教育のあり方、教育に対する考え方でありまして、検定でそもそも通った内容について、それぞれの考え方あるにしても、教育委員会の立場からすれば、8社の中のこれしかないというふうな発想ではないわけでありまして、検定を通したその中から選択をして、広域で選択をして、そして児童の教育に当たりなさいというふうに言われておりますので、検定そのものに係ることについては、これは国の問題であるというふうに思います。以上です。

○議長（石橋源一）

中村議員さんに申し上げます。通告の内容等々について、本市の教育行政を預かる責任者の菊地教育長がすべてをお話をされておりますので、簡潔に要領よく再々質問をお願いいたします。中村議員。

○12番（中村善吉議員）

先ほど私申し上げましたように、採択の前段の準備の段階を私は質問しているんです。そういうことでございます。

それから、先ほどもお話ししましたように、教育委員さんの教育姿勢、教育方針、これは昨年の12月の第4回定例議会で人事案件において教育委員の推薦に当たりまして私は一般質問しまして、そのとき「被推薦人の教育方針を付与したらどうか」と、そういうふうに質問しました。そうしたら教育長はこのように答えております。「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し知識を有すると判断した方を会議の同意を得て命令するため、適任と判断するに至った。その方の経歴を資料として配付しておりますので、教育方針を加える考えはありません」。私が聞きたかったのは、どんな教育委員さんが教育方針を持って教育になってきたのか、この際私がここで教育委員を出したのは、そのチェックのためもあるんです。

ですから、あくまでも読んでいて楽しくなるような……、実際私読んでみますと、東書は暗くなります。それから、自由社は非常に暗くなります。そういう教科書をこちらで推薦して……。そういうことで、それを地区協議会で協議するわけですから、その辺の準備段階のことを聞いております。そういうことでございますので、うちの段階では、教科書地区採択協議会に持っていく段階で、どのようなランクづけで、しかも教育委員さんがどのような感想を述べたのかお聞かせしていただきたいと思うんです。

ことしですね、神奈川県横浜市、日本最大の政令都市ですね、そこではどういうことが起きたかという、18採択地区で八つの採択地区で自由社を選んでいます。7者が帝国書院、3者が東書でございます。その中で教育委員会のここで言葉をちょっと御紹介します。

ある教育委員は、「一長一短がある」と示唆しつつも「非常に中身が濃くて詳しく書かれている。大人が読んでもおもしろい」と評価され、また別の委員は、「自由社の教科書はとても読みやすい。章の最後に簡単なまとめがあるものでわかりやすい。からくり人形の田中久重が取り上げられていることはエンジニアとして喜ばしかった」と評価され、さらに別の委員は、「原因と結果の関係については自由社の教科書は非常にわかりやすい。当時の人がどのようなことを意識して生きたか深みを持って書いてある。日露戦争は愛情を持って記述するなど、他の教科書にはない特徴がある」と述べております。

それで、東書ですね、日本海海戦に関してはほとんど何も載ってない。日露戦争を勝利に持っていった陰の立て役者、日英同盟を提案して、それが成立した小村寿太郎、それから日本海海戦のヒーロー、イギリスでは軍神とも言われておる東郷平八郎、そして明治天皇、こういう方はみんな東書からは消されております。その時代時代を真剣に受け持った人たちの人物もみんな消されている。こういう教科書は私はいかない、いい教科書とはいけないんじゃないかと、そう思います。私は別に戦争をあおり立てるものではありません。

それで、日露戦争のときはですね、自由社にはこう書いてあります。

○議長（石橋源一）

中村議員さんに申し上げます。（「はい」の声あり）よろしいですか。（「そういうことでね……」の声あり）いや、申し上げますと。

○12 番（中村善吉議員）

実情がわかるような教科書はいかがなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

中村議員の通告内容は、御案内のとおり、（1）教科書の採択について、そのものについては教育長が答弁をされております。今の発言内容等々を議長なりに精査をしますと、内容は通告外のものに至っておる部分があるというふうに理解することもあるものですから、再々質問については、その辺をどうぞ御理解をさせていただいて、教育長の答弁を求めます。教育長。

○教育長（菊地昭吾）

熱い思いというのはわかるわけですが、最初に教育委員の任命について、これ教育長がお話ししたという、これは市長がお話しして、任命権は市長にありますので、これはお断りしておきます。

それから、採択については 13 市町村というふうなことです。その多賀城市のことについては、これまで何度もですね、教師のかかわり、それから教育委員会が閲覧したのを見るとかというようなこと、何度も答えておりますので、かつての答え、そのとおりでございます。

それから、3 点目のことですが、これは国定の教科書でございませんので、国が決めた検定の中から、それぞれの教育目標に照らしてやりなさいというふうなことから、それを踏まえて 13 市町村で取り組んでおります。以上であります。

○議長（石橋源一）

次に、13 番吉田瑞生議員の登壇を許します。

（13 番 吉田瑞生議員登壇）

○13 番（吉田瑞生議員）

10 月 27 日の文字・活字文化の日にあふさわしい行事の実施と、平成 22 年（2010 年）の「国民読書年」に際して、文字・活字を受け継ぎ、さらに発展させ、心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資するため、読書に対する国民の意識を高めるよう努力することについて伺います。

「文字・活字文化法」において、文字・活字文化の日は 10 月 27 日とすると定めていることにかんがみ、その趣旨にあふさわしい行事の実施に努められたいのであります。

また、同法の基本理念にのっとり、地方公共団体の責務を有する文字・活字文化の振興に関する施策を策定されたいのであります。

「文字・活字文化振興法」の制定から 5 年目の平成 22 年（2010 年）を新たに定めた「国民読書年」において、さまざまな読書に関する活動の活性化など、読書への国民の意識を高めること。

また、この機運をさらに高め、真に躍動的なものにしていくため、振興策を策定し、それらの施策を実施されたいのであります。

「文字・活字文化振興法」は、平成 17 年（2005 年）7 月 22 日に成立し、同年 7 月 27 日に公布され、同日から施行されました。この法律の目的は、第 1 条において次のように記しております。

文字・活字文化が人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発展に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的としているのであります。

また、文字・活字文化の定義については、次のように記しています。

文字その他の文字を用いて表現されたもの、文章を読み及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいうと定めています。

そして、同法第 3 条の基本理念において、次のように示しております。

第 1 には、文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民がその実践を尊重されつつ、生涯にわたり地域、学校、家庭その他のさまざまな場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、ひとしく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として行わなければならない。

第 2 には、文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならないとしています。

第 3 に、学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基盤とする言語に関する能力、言語力の涵養に十分配慮されなければならないと定めているのであります。

文字・活字文化の日に関しては、「文字・活字文化振興法」の第 11 条において、次のように定めています。

- 1、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2、文字・活字文化の日は、10 月 27 日とする。
- 3、国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めるものとするのであります。

このように、10 月 27 日を文字・活字文化の日とする同法の定めに基づき、その趣旨にふさわしい行事の実施を努められたいのであります。お伺いをいたします。

次に、文字・活字文化の振興に関する施策の策定についてであります。これは、同法の第 5 条において、地方公共団体の責務として次のとおり明記されているのであります。

地方公共団体は、さきに述べた基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し及び実施する責務を有するとしているのであります。

このように、さきに述べた同法第 3 条の基本理念にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を策定して実施する責務を果たされたいのであります。いかがでしょうか、お伺いいたします。

次は、平成 22 年（2010 年）の「国民読書年」に関する取り組みについてであります。

衆参両院は平成 20 年 6 月 6 日の本会議において、平成 22 年（2010 年）を「国民読書年」と定める決議を全会一致で採択しました。衆議院における「国民読書年」に関する決議では、次のように指摘しています。

文字・活字は人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、我々の重要な責務である。しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を超えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を優位にする大きな要因の一つになりつつあることは否定できないと述べているのであります。

こうした危機意識とこの事実を深刻なものとして受けとめ、「文字・活字文化振興法」の制定から 5 年目の平成 22 年（2010 年）を新たに定めた「国民読書年」に際して、文字・活字を受け継ぎ、さらに発展させ、心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資するため、さまざまな読書に関する活動の活性化など、読書に対する国民の意識を高める事業の取り組みを国と連携して努力されたいのであります。お伺いをいたします。

また、この機運をさらに高め、真に躍動的なものにしていくため、さきに述べた文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、それらの施策について実施計画を立て、計画の推進を図られたいのであります。お伺いいたします。

以上、答弁を求めます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の御質問にお答えいたします。

文字・活字文化に対しましてのお話を賜りましたが、私も全く同感であり、豊かな人間性の涵養に欠くことができない文化であると認識しております。

吉田議員も御承知かと思いますが、大ベストセラーである「国家の品格」の著者であり、作家新田次郎、藤原てい御夫妻の次男でもあるお茶の水女子大学名誉教授で数学者の藤原正彦氏の著書「祖国とは国語」から引用させていただくと、「国家の根幹は国語教育にかかっている。国語は論理をはぐくみ、情緒を培い、すべての知的活動、教養の支えとなる読書をする力を生む」と述べておられます。文字・活字離れ、読書離れが進んでいると言われる昨今、私は特にこのことを肝に銘じなければならぬと常々思っております。

さて、文字・活字文化や読書に関する本市の取り組みを顧みますと、昭和 53 年の市立図書館開館以来、移動図書館車の巡回や分室の開設など、利便性の向上に努めてまいりました。また、子供たちに対する取り組みといたしましては、平成 18 年に「子供読書活動推進計画」を策定し、学校における「朝読書」の実施や学校図書室への司書の配置、さらには保育所

等での絵本利用や読み聞かせの実施など、読書環境の充実に向けたさまざまな取り組みを行ってきたところでございます。

さらに、日本語を大切にする取り組みといたしましては、日本独自の文化である俳句や短歌に関する大会も開催しており、子供から大人まで多くの市民に親しんでいただいております。ことしの「あやめ俳句大会」では 3,190 の投句がありましたが、市内小中学生からは 2,650 句が寄せられました。また、「壺の碑全国俳句大会」や「大友家持の集い短歌大会」でも、毎回多くの方々からすばらしい俳句や短歌が寄せられております。このような本市の取り組みや大会は、ほかに誇れる事業でもありますので、今後さらに充実・発展させていく必要があると考えております。

このような中、御提案をいただきました読書活動の活性化や振興策の策定につきましては、平成 20 年 11 月 18 日に財団法人文字・活字文化推進機構が定めた「国民読書年行動計画」に基づき、地方自治体としての施策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

市長の冒頭の答弁の中で藤原先生の「祖国とは国語」の著書の紹介がありました。実は私も選挙の選挙広報の公約の中の一つに、「祖国とは国語」という表現を使って、みずからの主張のバックボーン的な考え方を記載させていただいた経緯もあります。当然のこととして、大変うれしく今の答弁を伺いました。

今市長の答弁にありましたけれども、これらの事業に取り組まれるというお話がありましたので、ぜひ改めて紹介いたしますが、もう当然目にされているとは思いますが、この法律の施行に当たって、文化庁の次長名で各地方公共団体に通知が行われています。それは「施行について」ということでありまして、その冒頭には、「この文字・活字文化の振興に向けた一層の御理解と取り組みをお願いします」というのが 1 点あります。そして後段には、「本法の目的、内容等を御周知いただくようお願いいたします」ということで、法律の内容について、ずっとその施行に関する取り組みの通知が明記されています。ぜひ今の市長の答弁に際しては、この内容に沿ったものとして策定され、取り組まれ、実施されることを 1 点改めてお伺いをいたします。そのような立場で取り組まれれば大変ありがたいと、こう思います。

二つ目には、本市の取り組みについて市長から細かく御紹介もあり、我々もそのことについては多とすることとして、これまでも賛意を表しながら参画もしてきたところでありますが、改めてもう一つ紹介しておきますが、これも御承知かと思いますが、社団法人の読書推進運動協議会、全国組織であります。この団体は、読書の推進によって我が国の文化の向上に寄与することを目的として、昭和 43 年の読書週間を契機に図書館会とか出版会の総意のもとに結成された団体であります。そして、その後、年間の主な行事、運動には、秋の読書週間、春の子供読書週間、夏の雑誌愛読月間がありまして、9 月には敬老の日読書の勧めを、そして 1 月から 3 月には、成人の日、卒業式等に向けて、若い人に贈る読書の勧めなどを実施されているわけです。これらの全国的な、また本市においても、これらの取り組みをずっと継続して蓄積され継承されてきているわけですが、これらの取り組みの集大成を図ると、そんな立場での私はきょう質問させていただきました。それが先ほど通告文書に載せた内容でありまして、ぜひ万般、本市の取り組みの推進に御尽力いただくことを願って、改めて先ほどの前段に関する答弁を求めつつ、所感を改めて伺います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

二つほど質問されたかと思えますけれども、先ほどちょっと聞き取れないところがあったんですけれども、文化庁の次長の通知と言ったの、次長でよろしいんですか。（「次長です」の声あり）そうですか。

いずれ文化庁の考え方が書いてあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、重々それは施行に当たりましては承知の上で取り入れていきたいというふうに思っております。

それから、読書推進協議会のいろんな読書の勧めというふうなこと、お話、申し述べておりましたけれども、私、答弁でお話ししたとおりに、財団法人文字・活字文化推進機構が定めた「国民読書年行動計画」に基づいてということで、軌を一にしてのことじゃないかなというふうに私思いますので、その辺も考えながら、施行に当たりましては取り入れて検討してまいりたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

吉田議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。再開は 11 時とさせていただきます。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 11 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

再開いたします。

7 番森長一郎議員の登壇を許します。

（7 番 森 長一郎議員登壇）

○7 番（森 長一郎議員）

私の一般質問は、過般の政権交代により、執行中の大型補正予算の一部凍結について表明ないし協議されているところではありますが、多賀城市として今後考えられる影響と対応を伺うことが 1 点。そして、もう 1 点が、現在まさに県議会で審議されている仙南仙塩広域水道からの受水料金の改定に伴う当局の対応を伺う。これら 2 点でございます。

まず、1 点目ではありますが、去る 8 月 30 日に行われた第 45 回衆議院議員選挙の投開票の結果、民主党が 308 議席を獲得し、自民党から民主党へと政権交代をしたのであります。また、参議院においては、民主党だけでは過半数に満たないことから、社民等、国民新党の 3 党連立で政権を担うこととしたのは、もう既に皆さん御存じのとおりであります。

9 月の 16 日には鳩山内閣が発足、民主党が衆議院選挙で掲げた政権公約、いわゆるマニフェストで実現を約束した 2010 年度の新政策に必要とされる子ども手当（初年度は半額実施）それから出産支援で 2.7 兆円、ガソリン税などの暫定税率廃止が 2.5 兆円、公立高校の実質無償化で 0.5 兆円、農家の個別所得補償制度の調査、制度設計や高速道路の無料化の段階的実施など、合計 7.1 兆円の財源を工面するために、国の総予算 207 兆円、2009

年度ベースですが、これのうち国債償還費、年金、医療、雇用給付などを除く 71 兆円を組み替えることによるむだ減らして 4 兆円を、そして世界同時不況に即応させた緊急経済雇用対策及び追加経済対策の 2009 年度補正予算からも 3 兆円程度を捻出するとして、補正予算の一部執行停止を含む見直し基準を 18 日に決定し、10 月 2 日には各閣僚が見直し案を閣僚委員会に報告することとなっているのであります。

宮城県においても、去る 9 月 8 日の読売新聞の仙台圏のページに掲載された政権交代の特集記事から引用させていただくと、民主党が政権発足後の財源確保のため国の 2009 年度補正予算に盛り込んだ基金の一部凍結方針を打ち出したことが県内の自治体や関係団体に波紋を広げている。県は交付を予定していた 13 基金、計 270 億円を積み立て、今年度分だけで緊急雇用対策や森林整備など 75 億円を予算化していたが、交付直前で待ったがかかった形だ。中略をさせていただきます。介護職員の給与を引き上げる業者に一定額を助成する介護職員処遇改善交付金も、厚生労働省が県介護保険室に財務省との調整がつかないとストップをかけた。仙台市の介護老人保健施設の事務局長は、同僚の栄養士や看護職員から「なぜ介護職だけ」と言われ、説明会を開いて納得してもらったばかり。やらないと今度は介護職員から不満が出ると悩む。雇用保険を受け取らない人に職業訓練を実施する緊急人材育成就職支援基金にも影響が出ている。基金の窓口となる厚労省所管の中央職業能力開発協会によりますと、県内で認定を受けているのはパソコン教室など 8 コース。2 コースが認定された JMTC (ジャパンマウストレーニングセンター)、コンピューターの教育を行うところではありますが、これの古川教室は、月末から訓練を始める予定、仕事につきたいという人が来るので、その人たちの意を酌んで予定どおり進めてほしいと訴える。民主党は内容を精査し緊急性の高い事業は継続する見通しだが、村井知事は 7 日の定例会見で、「生活に密着した事業も多く、急に方向を変えると混乱する。行政の継続性も考えてほしい」と苦言を呈したとあり、9 月 20 日の河北新報でも、共同通信の各都道府県の財政担当者へのアンケートの結果では、賛成をしているのは小沢一郎民主党幹事長の地元の岩手県だけで、23 県が反対、残り 23 都道府県は、わからないや回答留保であり、また 9 月 23 日の読売新聞にも、文科省幹部が同省にかかわる 1,761 億円分の事業執行停止の素案を川端文科相に提示し、さらなる削減額の上積みが可能か検討するとしており、地方の苦慮も伝わってくるのであります。今話題になっている八ツ場ダムも同様であります。

この地方の声について、民主党は地域主権の確立を掲げており、マニフェストには国と地方の協議の場を法律に基づき設置するとあり、地方 6 団体からも、早期の法制化を願うとともに、国民生活の向上と我が国発展のため積極的・建設的な協議を望んでおり、速やかに開始していただくよう要請もしているのであります。

さて、以上のことも含みながら、経済・雇用情勢は依然として厳しい局面が続いており、特に雇用に関しては、失業率がさらに悪化するとの懸念もある中、当面の景気対策については、国、地方が連携した迅速かつ果敢な対応が求められているのであります。この政権交代による補正予算の見直しにより考えられる多賀城市の財政上の影響と対応を伺うものであります。

次に、水道料金についてであります。

この件に関しましては、昨年 12 月の平成 20 年度第 4 回定例会でも質問させていただいており、また過去に、今回もであります。藤原議員、柳原議員も質問されているのであります。

昨年の 12 月 9 日の河北新報に、「供給単価の高さ全国有数、水道水卸値下げで攻防」、「建設費償還ピーク越し 25 市町村期待」、「供給水量が計画下回り、卸元の県、慎重、改定協議今月スタート」という大見出し、中見出し、小見出しが目に入ってきたのであります。

多賀城市を含む市町村水道に飲み水を供給している県営広域水道事業の料金改定を 2010 年度に控え、県と市町村による供給単価卸値協議が 12 月に始まるという内容でした。

県営広域水道は、ダムなどの水源から市町村に水道用水を供給する事業で、大崎広域、そして多賀城市が利用している仙南仙塩広域の 2 地域に供給しており、25 市町村が県から水道水を買ひ、自前水源の活用とあわせて各家庭に給水しているのであります。この事業費のうち大きな割合を占めているのがダムの建設負担金や供給網の建設費などではありますが、この事業費の償還ピークが仙南仙塩については 2010 年度であり、また、これらの費用について利率の低いものへ借り換えて支払い利息を少なくする政府の政策、公的資金保証金免除繰上償還が認められたこと等を要因として値下げの協議に入ったのであります。

しかし、県では、多賀城市を含め市町村の節水意識の広まりや人口減少により、供給水量は仙南仙塩では計画の 3 分の 1 と当初計画を下回り、今後も徐々に減少すると見られているのであります。その一方で、ダムや水道供給網は計画水量をもとに建設したため、管理や施設更新に要する経費も余計に支出しなければならないことから、慎重に対応ということになったのであります。その後、5 月、6 月、7 月と協議がなされ、平成 22 年度から 26 年度までの前期の 5 年間の料金改定方針、供給単価卸値下げ案が河北新報により 7 月 20 日に報道されたのであります。

これを受けて、多賀城市水道部も受水料金改定に伴う影響額の試算を表明したのが 7 月 27 日でした。試算での多賀城市への影響額において、受水料金の単価差は基本料金で 43 円、同使用料金で 5 円、年間 3,236 万 8,000 円となり、多賀城市に当てはめると 5 年間で基本料金で 5,418 万円、使用料金で 1 億 766 万円、合計 1 億 6,184 万円の引き下げとなり、年平均 3,236 万 8,000 円、1 立方メートル当たり 7 円 51 銭の値下げとなるのであります。

以上の内容で県議会に諮られて審議をされているところではありますが、多賀城市におきましても、県同様に、有収水量の減少が続いているなど収入面においても、建設、施設維持費等、支出においても慎重にならざるを得ないことは理解できますが、可能な限り適切な値下げを願うものですが、当局の対応を伺うものであります。

以上、2 点について御答弁よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答えいたします。

1 番目の政権交代の影響についてでございますが、国の経済対策として昨年より安心実現のための緊急総合対策、生活対策、生活防衛のための緊急対策が、今年度には経済危機対策といった政策が打ち出され、三度にわたり大型の補正予算が編成されております。これらの対策を受け、本年度は緊急雇用創出事業、学校情報通信技術環境整備事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の各種事業を実施しているところでございます。

さて、議員御質問の政権が変わることにより本市にどのような影響が発生するかという御質問ですが、新政権下では、9 月 18 日に補正予算の一部執行停止が閣議決定されたようでございます。また、先ほど森議員がお話しのとおり、補正予算に係る事業執行の是非を検

討して10月2日まで報告するよう各省庁に指示をしているようでございます。今後、本市において実施する事業が執行停止となる可能性もありますことから、予算執行に当たっては慎重かつ迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。2番目の水道料金につきましては、水道事業管理者から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

（水道事業管理者 板橋正晃登壇）

○水道事業管理者（板橋正晃）

2点目の水道料金については、私の方から御回答申し上げます。

仙南仙塩広域水道の受水料金の改定に伴い、水道料金はどのくらい値下げ幅を見込んでいるのかとの御質問でございますけれども、これまで水道料金の改定につきましてはたびたび御質問いただいております。

御承知のとおり、本年7月、宮城県より17受水市町に対する供給料金の引き下げについての改定案が提示され、これを了承してございます。このことを受け、県は9月の県議会、今開催している県議会でございますが、改定案を上程したと聞いてございます。

本市におきましては、改定案の採決の動向を見きわめるとともに、水需要の推移や老朽設備の更新、耐震管整備事業など、十分費用の精査を行った上で、水道料金の値下げ、あるいは現行料金の継続もあるかもしれませんけれども、判断したいと考えております。

この結果につきましては、11月中に議員の皆様にご説明を申し上げ、もし値下げが可能となれば、本年第4回定例会に提案をし、平成22年4月から実施したいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

まず最初に、市長の御答弁に関してでございますが、民主党さんが政権をとられまして、大幅にかじが切られたというふうなことは認識してございまして、国民生活をきちんと守っていただければいいのかなというふうな思いでございます。

1番は、地方議会に関しまして、ないし地方自治体に関しましては、それなりの21年、22年、23年度というふうな形で3年間の基金を交付されていると。それに基づいて、その補正が粛々と行われている。実は、決算の内容を見ても、繰越明許、繰越明許、繰越明許というふうなことがそのあらわれかなと。まずは、大きな暮らしをまず守っていくために、市民の暮らしを守っていくためには、逆に、凍結されても必要なものに関しては一般会計から持ち出すような形にもなり得るかもしれない。その覚悟、ないし、その仕分け作業ですかね、多賀城市でもしていかなければいけないだろうというふうなこと。ましてや、民主党さんが政権をとられて、シーリングを廃止するというふうなことであります。重点施策において、まずは予算を振り分けるというふうなお話もされております。その辺、いま

一度、多賀城市において安閑としてられない、ないし、地方自治体として、県も含めて、まずはその協議の場が必要というふうに思います。その件に関して、市長、御答弁をお願いしたいと思います。

管理者、ありがとうございます。どのくらい下げれるか検討したいというふうなことで、否定されないのでも明るい見通しなのかなというふうに思います。

ただ、私、前に質問させていただきまして、自己資本率の問題がありまして、現在 51.86%、全国平均は 60.6%というふうなことで、資本に充当させていくというふうなことも大切なんだろうと。ただし、県も同じように多分このような判断をされているんだろう、これも含めて判断をされているんだろうというふうに思います。まだ結果は出てないんですが、まず下げ幅としては、まず 11 月、期待したいと思うんですが、このままスライドしても実質黒字は残る。今 1 億 6,000、20 年度で 1 億 6,000 の黒字、そのままスライドしても黒字がふえるというふうに考えられるわけでございます。ということで、ぜひ最低限そのスライドをまずしていただければ非常にありがたいかな。逆に、財政、健全財政を守っていくのは非常に大切なことなんです、市民の生活、今非常に苦しいところでありますので、ぜひこれも具体的な数字、案としてで、答えられる範囲で結構なんです、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

森議員から再質問でございますけれども、凍結されても必要なものは当然多賀城市としても手当てはしていかなければいけないなというふうに思っております。

今、全国市長会の方でもいろいろ対応に苦慮しておりまして、民主党政権がどのようにです、地方主権というふうなことも話しされておるわけでございますけれども、まだ具体的にどういうことをどういうふうにしようということは出ておりませんが、大分市長会の会長さんもいろいろと苦慮しているというのが現実ではないかなというふうに思っております。国の動きを当然見ながらですね、私もこれからの時代は、民主党さんおっしゃるように、地方主権だという思いは一緒でございますので、その国の動向を見ながら呼応してまいりたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

ただいま否定しなかったから下がるんじゃないかというようなことでございましたけれども、必ずしもそうでもないということで、苦慮した答弁したつもりでございます。今からいろんなことを分析しながら、値下げできるものだったら下げたいと、こういうことでございますので、御理解賜ればと思っております。

確かに年間 3,200 万円ほど受水費は、このまま県の議会で可決されれば下がると思います。ただ、前にもちょっとお話ししましたけれども、23 年度から……。今まで一般会計の方から高料金対策ということで補助金をいただいております。今年度、補正予算で 8,200 万円ほど組み立ていただきましたけれども、これが 23 年度からは今の試算では来ないと思います。国の今の資本費とかの基準で当てはめるならば、来なくなると思います。これが

改正ならないでこのままでいけばですね。そういうことも踏まえますと、今まで 8,200 万円入って、例えば 2 億とか 1 億 6,000 万円とかって、こういう利益出ていたわけですから、これが来ないということは非常に大きな打撃です。

あと、もう一つは、この間もお話ししましたが、水需要が低迷しているということで、8 月までで対前年度 1,500 万円ほど減額なってますよということもお話しさせていただきました。そういうものとか、先ほどもお話ししました老朽化している設備、あるいは耐震管の入れかえ、これをどの辺まで耐震管を改良していくかという問題もありますけれども、そういうものも総合的に含めて判断させていただきたいということでございますので、もう少し時間をいただければと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7 番（森 長一郎議員）

市長も今御答弁いただきまして、全くそのとおり、地域主権というふうなことで、地方 6 団体も早急にまずは協議の場を設けたいというふうなことで要請もしているようですので、ぜひ地域主権、民主党さんで言うと地域主権でございますので、ぜひその思いを伝えていただければ、主権をきちっとまず得ることが大事だと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。答弁は結構です。

管理者、本当にどうもありがとうございます。

実は、今回、上水道高料金事業補助金ということで、今回の補正で 8,600 万円ほど水道の方へ繰り出しされているというふうなことでございまして、実質その 8,200 万円から 8,600 万円の間で推移して高料金の補助金が出ているというふうなことでございます。この辺のところも加味してというふうなことで、実は先に管理者の方から御答弁いただきまして、その中でお答えいただきまして……。

ただ、まずそれはそれといたしましてという言い方はないのかもしれませんが、ぜひ市民の……、スライドは多分無理なんだろうなというふうなこと、ただ、それこそ、かねての念願でありました高い水道水というふうな汚名、市の努力、県の努力がこれで実ったんだという形をぜひ形としてあらわしてほしいなというふうに思います。答弁は結構でございます。よろしくどうぞお願いします。

○議長（石橋源一）

次に、18 番昌浦泰己議員の登壇を許します。昌浦議員。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

私の質問は 2 点です。

最初の質問は、市内小中学校での薬物乱用防止の指導についてであります。

1980 年代を代表するアイドル酒井法子、本名高相法子容疑者が、今年 8 月 8 日に逃走劇の末に覚せい剤取締法違反で逮捕された事件は、ことしの夏を記憶するとき、第 45 回衆議院議員選挙と並んで忘れられない出来事であります。裁判員広報映画「審理」の主演や日中親善大使を務めたほか、薬物乱用防止イベントに参加するなど公的な活動にも取り組んで

いた本人が、覚せい剤に手を染めていたとは、まさに地に落ちた偶像となってしまいました。

宮城県内でも薬物の汚染が進んでいます。栗原市職員が東京都内で覚せい剤を密売したとして覚せい剤取締法違反容疑で神奈川県警に5月11日に逮捕され、塩竈市職員は人事交流で横浜市に派遣中の7月24日、同市南区の自宅で覚せい剤を所持していたとして警視庁に逮捕されました。同日、陸上自衛隊東北方面警務隊は、大麻取締法違反、これは大麻所持でございますが、の疑いで多賀城駐屯地の第22普通科連隊陸士長を逮捕しました。たまたまのこととは存じますが、3人とも公務員で、その職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる事件を起こしてしまい、その行為は著しく国民や市民の信用を失墜する結果となりました。

8月20日、産経新聞の伝えるところでは、本年1月から6月に大麻の密売や所持などの事件で検挙された人数は、前年同期比21.3%増の1,446人となり、上半期として統計の残っている平成3年以降で過去最多となったことが、同日、警察庁のまとめでわかりました。芸能界に相次いで発覚した薬物事件で使用されたとされる覚せい剤は、13.1%減の5,384人、合成麻薬MDMAは55.9%減の52人でしたが、押収した覚せい剤の量は262.7キロと約6.4倍の大幅増でした。

まとめによると、大麻栽培で検挙された人数が急増し、40.5%アップの104人、大がかりな栽培もあったことから大麻草の押収本数は約8.4倍の6,361本にふえました。大麻事件で検挙された1,446人のうち初犯は1,228人で、割合は84.9%に上りました。京都大生や芦屋大生といった大学生の検挙は2人減の40人、年齢別で見ると20代56%、30代26%、40代8%、20歳未満7%の順でございます。20歳代以下が計914人で全体の63.2%を占めており、若者を中心に大麻が広がっている実態が改めて明らかになりました。

一方、覚せい剤では押収量は粉末が262.5キロ、錠剤が1,030錠、これは重さにすると173.0グラムの計262.7キロ、16年以降減少傾向だったのが6年ぶりに200キロを超えました。2月に高知県の室戸岬で120キロの密輸事件が摘発されるなど、密輸事件による押収が170.9キロと、昨年同期の約11.4倍にふえたことが押収量全体を押し上げました。検挙者数は5,384人と13.1%の減少でしたが、年間では1万人を超すペースであったこともあり、密輸や所持、譲渡、譲り受けといった営利犯での検挙者は377人で、48.4%の増加でした。こうしたことから、警察庁では、常習的な需要に対して供給が維持され、密売人など売買に関与する者が増加していると分析、今後、違法薬物のうち乱用者数がけた違いに多い覚せい剤の市場が拡大する可能性があるとして、動向を注視しています。

このように大麻事件で検挙された20歳代以下の検挙者数が全体の6割以上と群を抜いていることから、小中学校での薬物乱用防止の指導は必須のことと私は考えます。酒井法子容疑者の逮捕に関する報道は夏休み中のことであり、児童・生徒が興味本位に見てはいなかったかと私は危惧するところであります。

市教委としては、当然、薬物乱用防止に向けた対策は講じておられるとは存じますが、一般質問通告書の質問要旨に記載した(1)市内小中学校での薬物乱用防止の指導の現状は、(2)今後小・中を問わず、特に中学校の2・3年に対する指導を強化すべきと考えるが、当局の考えは、について回答を願います。

2点目の質問は、消費者行政の拡充についてであります。

小中学生に「今一番欲しいものは」と聞いたなら「お金」と返答される率が高い昨今です。現代において金銭は人々の夢となり、人生の目的になり、価値判断の基準になっています。

お金がすべてという風潮が社会に蔓延しています。そして、現代社会の問題の多くは金銭至上主義から発しています。

金銭欲が暴走し、世界最初のバブル経済事件となったのは、1637年にオランダで起きたチューリップバブルです。当時、好景気に沸いていたオランダは、チューリップの球根が異常な高値を呼んで、人々は球根投資に狂奔し、高級品種の球根一つと邸宅が交換されるということもありました。金銭感覚が麻痺した人々の間では、わいろが横行し、倫理は地に落ち、そして世界最初のバブルの崩壊となりました。ヨーロッパ資本主義の勃興期に起こったこのチューリップバブルは、資本主義が持つ金銭至上主義の危機を人々に警告しました。

余談ですが、チューリップバブルは初歩的な先物取引制度を成立させています。

その後も世界各地で金銭至上主義がしばしば社会問題を引き起こしました。しかし、その一方で、倫理観、宗教的な価値観、近代の人権思想などの自制が働き、一定の歯どめや節度が保たれたことも近世史の事実であります。

視線を我が国に移しますと、1960年代に始まった高度経済成長は、日本人の生活を変え、金銭の感覚や心までも変化させました。清貧や儉約にかわり、消費は美德、利潤を追求してとにかく働きました。やがて現代、額に汗して働くことより楽をして稼ぐことに関心が移り、地価高騰や金融商品のオンパレードで、すべての国民が文字どおりのうたかたのバブルに酔いしれました。その結果、バブル経済の崩壊、金融危機、巨額の公的資金の投入、汚職、不祥事、保険金殺人、振り込め詐欺、いじめ、非行、学級崩壊などなどです。結果の例として挙げた事柄からは、倫理観を喪失した社会特有の人を人がだますということ、無責任な所業、他者をおもんぱからず自分優先の行動が目につきます。

最近、私は自由主義経済はどこに力点を置くかで両極端に分かれると思うようになりました。一つは経済重視、もう一つは人間の命や暮らしに力点を置くというものです。前者は大量生産、大量消費を標榜し、日常生活の利便性を向上させるものです。世の中の仕組みは効率や利潤の優先を第一とし、能力主義によって職階を設け、何よりも利益に価値を置くというものです。後者は環境や人権、人間らしい暮らしをどう営むかを標榜し、人々が個人としての尊厳を保ち、自分の生きた歴史が誇れるような社会の構築を目指すというものであります。

いよいよ本題に入りたいと思います。

消費者基本法、昭和43年5月30日法律第78号、公布時は消費者保護基本法でしたが、平成16年法律第70号で消費者基本法に改題されました。

この法律の第1条に、この法の目的が書かれています。この法律は、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図る。もって、国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とすると規定しています。

この法律は、消費者が最終消費者として購入した商品、サービス及びその取引をめぐって生じる消費者の被害また不利益が、戦後、技術革新が進み大量生産、大量販売体制が確立されて多くの消費者被害が続発したことにより、上記の目的を持つ法律が制定されました。

法は、さきに述べた人間の命や暮らしに力点を置く後者の自由主義経済の考えを酌むものです。なぜなら、法の基本理念を規定した第2条には、消費者の利益の擁護及び増進に関

する総合的な施策の増進、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重すると。また、消費者がみずからの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援すると。こういうことが理念として第2条に盛り込まれています。

この法律の施行により消費者の権利擁護と事業者の責務が確実に果たされると期待されましたが、近年、サービス取引をめぐる問題としてエステティックサロン、外国語会話教室などの継続的役務取引やインターネットなどのトラブルが集中する一方で、物についても品質は向上したとはいえ、消費者の信頼を裏切るような安全管理の不徹底や表示の偽装問題が頻発しています。

特に安全管理の不徹底では特筆すべき事件がありました。ガス器具会社パロマの瞬間湯沸かし器死亡事故であります。各省庁に担当部署が分散していたため消費者のクレームを受け付ける官庁がなく、担当省庁も後手後手に回ったこと、当時のパロマの対応のまずさ、企業体質などで、1985年から2005年にかけて死亡事故が相次ぎました。このことを重く見た内閣総理大臣福田康夫氏が、2008年1月18日に第169回国会で行った施政方針演説の中で示した消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織の構想を具体化した行政機関として、この9月1日に消費者庁が発足いたしました。

消費者庁は、縦割り消費者行政を一元化して、生活者としての消費者が主役となる社会を目指すために消費者庁が設置されたもので、取引、表示、安全など消費者の安全安心にかかわる問題を幅広く所管する消費者行政全般の司令塔の役割を果たすものです。1637年にヨーロッパ資本主義の勃興期に起こったチューリップバブルで資本主義が持つ金銭至上主義の危険を人類が体験してから約30年の時を経て、東洋の日出る国で国民本位、国民の暮らしを守る官庁が産声を上げたことは、日本が明治以来続けてきた富国強兵的な国民イコール消費者より産業の保護・育成という官庁政策の一大転換であると私は思います。

消費者行政の歴史的転換点にある今日、多賀城市民に最も密接な関係を持つ多賀城市の消費者行政は、消費生活専門相談員の資格を持つ消費生活相談員2名が配置されています。消費者相談を県に依存している市町村も見られる中、人口6万3,000の都市規模で2名の配置は適正な数とは思いますが、私は、市民の生命、暮らしを守ることが行政に課された一番の責務と思います。市民が気楽に相談できる環境を整えること、そして、すぐに問題解決がなされるアドバイス等が受けられることが市民本位の行政だと存じます。

今月2日午後に開催された総務経済常任委員会の所管事務説明会の中で、生活環境課長は主要事務事業調書に沿って説明されました。主要事務事業調書には、市民相談事業によって達成すべき目的として、「市民相談室において市民からの多種多様な相談受け付けを行い、トラブルを未然に防ぎ、解決に向けた適切なアドバイスまたは専門機関への誘導を行うことで、市民が安全・快適に暮らせるまちを目指す」と書かれております。また、同じく主要事務事業調書では、問題、懸念事項として、「相談件数には年度ごとに大きく変化はしていないが、相談内容の複雑化により1人当たりの相談時間が増加する傾向にある」と書かれています。私は消費者相談窓口は市民に開かれたセーフティーネットであると考えます。現在、市民相談室に正規職員が常駐しておりません。せめて消費者行政専門係として係長級以上の正規職員が指揮をとる体制が必要ではないでしょうか。

理想を言わせていただけるなら、もう1人消費生活相談員を増員し、市民相談並びに消費生活相談が円滑になされるよう、消費者行政担当の室として独立して事に当たられるようになればもっとよいと思います。消費生活相談員が相談業務に没頭できて、それ以外の業

務は係員がこなす体制の確立が急務だと思います。多賀城市が他市町村に誇れるものの一つとして消費者行政の充実した体制も数えられることを私は望みます。

一般質問通告書の質問要旨に記載した(1)ガス器具会社パロマの瞬間湯沸かし器死亡事故がきっかけとなり、消費者庁が今年9月に設置された。本市の消費者行政は、主管課が生活環境課で総務企画係が担当している。この際、組織を拡充し、消費者行政専門係もしくは消費者行政担当室の設置の必要性があると考えますが、当局の見解は。について、市当局の御理解のもと、前向きな御答弁がいただけると期待するものであります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答えいたします。

1番目の市内小中学校での薬物乱用防止の指導については、教育長から答弁させます。

私からは、2番目の消費者行政の拡充についてにお答えいたします。

安心して暮らせる地域づくりは私たちの願いでございます。消費者庁の設置の背景、消費者行政の重要性につきましては、昌浦議員の御指摘のとおりでございます。

さて、当市におきましては、市民相談室において平成21年4月から消費生活相談員を1名増員し、国民生活センターが認定する消費生活専門相談員の資格を有する相談員2名による相談体制とするとともに、研修体制の強化も図ったところでございます。

相談の件数は、消費生活相談と市民相談を合わせ年間約700件、うち消費生活相談は年間約250件で、1件当たりの相談時間は、多重債務相談など複雑な案件の場合、1時間以上要する場合がありますが、多くは30分以内に終了するものとなっております。相談員が受けた相談内容については、相談記録を作成し、担当係である生活環境課総務企画係との情報の共有化を十分に図っております。また、繁忙時や相談員が不在の場合は、担当係員が相談業務に従事しているところです。

しかし、消費者を取り巻く環境はより複雑化しているものと予想されます。このことから、当市におきましては、市民に対し的確かつ迅速な情報提供をしていくことにより消費生活における啓発活動の強化を図るとともに、相談員や職員に対する研修の充実や県及び他市町村との連携を図ることにより、さまざまな相談事案に対応していくこととして、現行の体制で臨んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

昌浦議員の御質問にお声を申し上げます。

今日、麻薬等の薬物乱用については大きな社会問題になっておりますことは、御指摘のとおりでございます。

第1点目は、市内小中学校での薬物乱用防止指導の現状についての御質問ですが、現在、中学校はもちろんのこと、小学校におきましても、薬物乱用防止の教室開催や保健体育の授業、また総合的な学習の時間で指導しているところであります。

2点目は、今後、小・中を問わず、特に中学校の2・3年生に対する指導を強化すべきとの御質問でございますが、最近の薬物使用による検挙者の約7割が未成年者及び20代の若年層で占められており、青少年を中心に乱用が広がっている状況にあります。

薬物による汚染は、本人の健康や生命を奪うばかりでなく、家庭や地域の崩壊にもつながることから、中学校2・3年生に対する指導強化はもちろんのこと、今後とも小学生のうちからこうした指導の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（石橋源一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

御回答の順でちょっと質問させていただきたいと思ひます。

けさ河北新報の朝刊見てましたら、「パチンコ必勝法詐欺、仙台で対策弁護団を結成」という、29面に載ってたんですよ。この文章どこかで見たことあるなと記憶をたどっていきましましたら、ありがたいことに、広報「たがじょう」の8月号に「パチンコ攻略法の加入に注意」と、まさに1月前の広報に載っていたわけでございます。市長の答弁にございましたように、市民に対して的確なる情報提供をしていくという、まさにこういうふうにタイムリーな情報の提供などしていただいている。ありがたいことだと、けさ新聞を見てですね、そう思った次第でございます。

でも、私の質問の中にもあったように、いわば、もう市民に開かれた、いわゆる地方自治体がなし得るセーフティーネットの一番の最前線がこの市民相談窓口なんです。今、御答弁では現行の体制、確かに基準よりもですね、本市は基準以上クリアしていて、体制的には充実しているというのは、私の質問の中でそれは認めているところではございますけれども、しかしながら、この広報「たがじょう」の8月号には、恐らく市民の方がやはりこういう被害に遭ったから相談に来たというのをにおわすような文言が入っているんです。恐らくは、私、これ多賀城市民の方でどなたかがこの被害に遭ったと思料するところなんです。

そこでなんですけれども、確かに現行体制をとということでございますが、市長、どうなんでしょうね、やはりこういう市民が一番困ったときに、タイムリーに、そしてきちんとしたアドバイスが受けられるように、充実していくという方向でのお考えはありやなしか、現行のままということはわかってはおりますけれども、今後に向けてですね、そのようなお考えがあるのかどうかだけ御答弁をいただきたいと思ひます。

それから、順序が逆になりましたけれども、1番目の方でございますが、薬物乱用、確かに教育長の御答弁で、保健体育や、それから総合的な学習の時間、いろんな機会を持って小中学校で御指導していただいているというのは十二分に承知しているところでございますが、今本当に、御答弁であったように、20歳未満の方にこういう薬物が広がってきてるんですよ。打って変わるという例文を書けて言ったら、ある児童が「兄は薬を打って変わる」って答えたんですよ、国語の時間に。わかりますか、打って変わるというので例文をつ

くれって言ったら、「兄は薬を打って変わる」って回答したという笑い話みたいなことがあるんですよ。そのくらい、何ていうのかな、いわゆる青少年の方にいろんな手を使って薬物というのは汚染しているという現状が今あるということは、このごろのテレビなんかでも随分散見するところでございます。やはりこれに関しては、今まで以上にどうか指導の方を、強めていただくといいのもちょっと妥当な表現ではないと思うんですけども、今以上、より以上にですね、この御指導の方を小・中の児童・生徒にきちんとやっていただきたいと。これは要望にとどめておきたいと思いますが、どうかよろしくお願いします。

それでは、市長の方から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

この市民相談窓口の充実の方向ということでございますけれども、県内の相談員の設置状況等を見ますと、例えば名取、約7万1,000人の市でございますが、ここでも2人ですね。隣の塩竈だと1人ということで、ほかの市がどうこうという問題ではこれはないかなと。ただ、気仙沼が9万3,000の市になったわけですが、3人ほどということで、それなりに人口に応じた人員を配置しているということでございます。

ただ、今パチンコの話もございましたけれども、いろいろ悪いことをやる方の悪知恵というか、おれおれ詐欺もそのとおりでございますけれども、非常に巧妙なことを考えているんだろうなということで、これからどんな事件が起きてくるかわかりません。不測の事態というのはいつやってくるかわかりませんが、その辺を考えながら進んでいかなきゃいけないかなという思いはありますけれども、何とか今の現行の2名体制で取り組んでいきたいということで、その辺のこと、少し流れが変わってきたころにでも、もう1回考えなくちゃいけないかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

確かに市長のおっしゃるとおりです。多賀城市はどちらかといえば消費生活相談に関しては他市よりもいい部類に入るんじゃないかなというのは、この質問……、私、実はこの質問書くのに4回から5回書き直してるんですよ。どう書いていったいいのかななんて悩んだところなんで、いろんな他市の状況もそれなりに調べさせていただきました。ですから確かに否定はしてないんですよ。しかしながら、何度も言うように、このパチンコの詐欺だけでなく、意外と市民というのは情報の量も質もないって言ったらいいいんでしょうかね、そういう状況に置かれているもんですから、やはり行政側から積極的に情報、このような広報「たがじょう」等を含めて、積極的に提供していただきたいのと、行く行くはやはり、市民が最初に駆け込むのがここだというふうな充実した態勢等々含めて、どうか市民本位の行政の方に意を注いでいただきたいと要望して終わりたいと思います。

○議長（石橋源一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時であります。

午前11時56分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

8 番雨森修一議員の登壇を許します。雨森議員。

（8 番 雨森修一議員登壇）

○8 番（雨森修一議員）

質問の第 1 でございます。子育て支援の取り組みについてお伺いいたします。

20 年ほど前までは少数派だった共稼ぎの世帯だが、1997 年には専業主婦世帯等を上回って以降、一貫して増加の傾向にあります。今日、夫婦からなる世帯の数は 5 割から 7 割近くが共働きをしている。総務省 2008 年の労働力調査で出されているのでありますが、共働き世帯が増加した要因としては、結婚、出産に関係なく仕事を継続していきたいという女性の意識や男女平等に対する社会的な変化、または世帯収入の減少といった経済的な要因からだと考えられます。

さて、質問の事項に入りますが、子育て中の親子にとって、病児保育の強化の必要が求められております。育児が登校後、登園後体調を崩した園児が、例えば発熱（37 度～38.5 度）、発熱性けいれん、筋肉が急に強くなってけいれんを起こす状態ですが、など 2 歳から 4 歳幼児ぐらいまでが比較的によく、医師による診断必要と求められた際、保育所より事前に指定された病院に連絡をとり、病院側より幼児を迎えに来る、病院にて治療に当たるシステムの構築を望むものであります。保護者が勤務等で、保育所より連絡を受け、すぐに帰られない、帰ってこられない場合、病院側の対応により安心して働くことができる。まさしく子育てと就労の両立を支援する強化対策と考えますが、市長のお考えをお伺いします。

第 2 点でございます。子育てガイドブック（子育てに関する総合情報手帳）が保護者の皆さんより望まれております。携帯できる大きさ、例えば A5 判、バッグに入る程度であります。いつでも、どこでも活用できる子育て小辞典を作成、配布を求めるものであります。

現在、本市においては、「多賀城子育て情報」、A3 の紙面 1 枚に表裏に活用し、折り畳み式携帯情報になっております。表の面には各子育ての情報が記載され、裏には子育てマップの地図が印刷してある。至ってよく言えばシンプルな情報紙と私は思います。本年 8 月発行（2009 年～2010 年）「暮らし便利手帳多賀城」の中にも紹介されている子供、育児（44 ページ～49 ページ）が各紙面いっぱい各項目ごとに記載されている子育てとは、保護者の望む情報ガイドとは、見やすく、優しく、そしてイラストなど活用した心の子育てのブックを必要と考えるものであります。各資料を本格化してはどうか。

一例を申し上げますと、本年 9 月 1 日、「塩竈市子育てガイドブック」、携帯小型 20 ページが配布されている。塩竈市壱番館 1 階にある塩竈子育て支援センターにお願いしてブックを入手いたしました。ブックの終わりに一面に、塩竈のちびっこ頑張れ、塩竈佐藤市長とちびっこの写真が優しく一面を飾っております。御参考までに申し上げます。

以上で終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

雨森議員の御質問にお答えいたします。

1点目の保育中における児童の発熱の際の対応ですが、保育現場において一般的には、保護者に子供の健康状態を報告し、状態の悪化が見られるときは再度保護者に連絡をとり、保護者に迎えに来ていただきます。しかし、保護者がすぐに来られないときや渋滞などが原因で迎えが遅くなるときは、保育所職員が病院に連れていき、病院で保護者等と合流する場合があります。また、大きなけがや疾病など緊急の場合を除き、就学前の児童に対する医療行為は保護者等の同意なしには行うことができないことになっておりますので、御提言のシステム構築はできないと考えております。

2点目の子育てに関する総合情報手帳の作成という御質問ですが、御提言の趣旨に近いポケット情報誌の作成を進めております。

なお、当市では、これまでも子育て中の皆さんに対して子育てに関する情報を広報紙やホームページなどさまざまな媒体を使って提供してまいりました。これからも保護者の方々がどんな情報を必要としているかを的確に把握し、適時適切な情報の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。以上でございます。

○議長(石橋源一)

雨森議員。

○8番(雨森修一議員)

今、子育ての支援の答弁、市長からいただきました。病児、病児後保育ということに関して、法律のもとに御答弁いただいたわけなんですけど、私の申し上げているのは、そういったことも踏まえて、ハードルをぐっと上げてですね、法的な問題、あるいはまた、病院との関係の問題等々踏まえて、将来的に一つ一つクリアしながら、少子化対策の一環でもあります、そしてまた、本当に子供を2人3人持つとともに働くことができる、そういった社会をつくるためにも、今後、私の申し上げたような病院とのタイアップ、そして安心して職場で働くことができるような社会構築をお願いしたいということでもあります。

こんなことを申し上げましても、なかなかすぐにですね、法的な問題ございまして、今市長のおっしゃるとおりでありますので、何かの際に、首長さん方々、例えば2市3町で公営的に一本化してやれることもあると思います。何かそういったお話出れば、議会でも出てたということをごひお話ししていただければありがたいと考えております。

それでは、第2点ですね。多賀城市では確かに、一例ですが、これが携帯用のマップです。A3、1枚ですね。なるほど、このA3、1枚を畳みますと、これポケットに入ったりできるわけですが、あるいはまた、この間8月に発行されました「暮らし便利手帳多賀城市」の中に非常に詳しく出ております。出ておるんですが、非常に字も細かく、ちょっと何か、子育てについて例えば遊び心ないような、もう少し、子育て、優しさが出るような、何かそういったものをお考えいただければと思います。

多賀城では、こういったものとか、あるいはまた「子育てハッピー情報」という、こういう手帳等々、いろいろなものが出ておまして、私の申し上げるのは、できれば一本化すると。ちょうど私がこういうことを、子供を持つ親の方々から何かそういう手帳が欲しい

などと言われておりましたら、塩竈で9月1日にガイドブックが出されるということでございます。20ページぐらいであります、非常に、空間を利用して、そして親しみやすいものがつくられております。そういった面で、あちこちの資料に云々じゃなしに、できればこれ1冊でそういったものが皆わかるんだというようなものをできればお考えいただきたいというふうをお願いするわけでございますが、市長のお考えをお願いします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今2回目の質問で病児保育、病後児保育の関係も御質問されたわけでございますけれども、平成17年に定めた次世代育成支援行動計画の中では病後児保育事業を検討することとしておりますので、その辺に関しましては努力してまいりたいというふうな思いでございます。

それから、先ほど私答弁でお話し申し上げましたように、子育てに関する総合情報手帳の作成ということで、ポケット情報誌の作成を進めておりますという答弁させていただきましたから、今雨森議員のおっしゃるようなことも踏まえながら、そういうポケット情報誌の作成を進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

ありがとうございます。

手帳の方は、そういった例もございまして、やはり多賀城は多賀城の特徴を出しながら、例えばよそのものも例にしながら、よりそれ以上に違った形でまず作成していただくということを望むわけでございます。

それから、子育て支援ですね。この間県庁に行きまして担当官にお会いしましたところ、大崎市では、大崎市と、それから他2カ所が、本年度の申請と申しますか、この病児、病後型の、何ていいますか、国の補助対象になる大崎市とほかの市町村でございますが、あとはわからないんですが、そういうことを県の方から報告いただきました。昨日も大崎市の方に連絡とりまして、いろいろとお話聞いておったんですが、なかなかオープン型とかいろいろとございまして、電話だけではよくわからないものですから、議会終わりましたから一度担当の方にお伺いするというところをお話し申し上げておりましたが、1年間に200人ぐらい対象になっていると。田尻の方に施設を持っているようでございます。そういったことで先進地も現在県内でございますので、ぜひ市長さん、その点も十分に実施いただきまして、今後よろしくお願い申し上げます。回答は要らないです。ありがとうございます。

○議長（石橋源一）

次に、3番深谷晃祐議員の登壇を許します。

（3番 深谷晃祐議員登壇）

○3番（深谷晃祐議員）

私からの質問は、通告どおり2点でございます。

まず初めに、多賀城インターチェンジについてお伺いいたします。

三陸縦貫自動車道の一部を形成する仙塩道路及び仙塩道路に計画されている多賀城インターチェンジについて質問いたします。

トヨタ自動車系列のセントラル自動車が大衡村に進出することを決定したのが2年前でした。その後、燃料電池を製造するパナソニックEVやトヨタ紡績など、相次いで自動車関連の企業が進出するなど、村井宮城県知事が進める富県宮城の実現に向けて着実に整備が進められております。大衡村で製造された新車は、仙台港などを經由して、国内はもとより、広く海外へ輸出されていくこととなります。その際、重要な役割を担うのが港湾であり道路であります。特に高速道路が果たす役割は極めて重要であると言えます。

先日、宮城県が整備を進めている（仮）大衡インターチェンジに対する国の連結許可が出されました。これにより来年の秋までには開業できるめどがついたと聞いております。また、東北自動車道富谷ジャンクションと仙台北部道路のしらかし台インターチェンジ間についても、有料道路事業によって来年の春ごろまでには供用が開始されると伺っております。当該区間の開通により仙台都市圏における高速道路環状ネットワークが完成することとなり、東北自動車道、三陸縦貫自動車道、常磐自動車道などの高速道路相互の行き来や仙台都市圏における高速道路の利便性が飛躍的に向上することとなります。

さらに、常磐自動車道は山元インターチェンジと巨理インターチェンジ間が9月12日に開通しました。聞くところによれば、平成26年度までには東京まで全通する予定とのことです。常磐自動車道が開通すると、仙台北部道路、仙塩道路を經由し東北自動車道と常磐自動車道を行き来する車両が大幅に増加することは疑いの余地はありません。

現在、仙塩道路は2車線で供用しておりますが、今まで私が申し上げた動きを踏まえ、仙塩道路の現状を市長はどのように分析しているかお伺いいたします。

多賀城インターチェンジは、平成5年に都市計画決定されているにもかかわらず、いまだ建設されておられません。そのことを市長はどのようにお考えかお答えください。

多賀城インターチェンジのアクセス道路となる県道泉塩釜線が、仙台松島線と市川橋を結ぶ区間が4月に開通し、さらに新市川橋から浮島までの区間が7月に開通いたしました。このことにより多賀城インターチェンジのアクセス道路の整備が整ったわけであります。私は仙塩道路は早急に4車線化をすべきであり、多賀城インターチェンジを整備するための障害はもはや存在せず、一刻も早くさらに国に対しての整備促進を要望すべきであると考えております。現在までの市長みずからの活動を含めた活動経緯や今後の取り組み方針について、具体的に説明していただきたいと思っております。

多賀城インターチェンジの整備については、仙塩道路の4車線化事業と同時に事業化されなければ、その後の整備は不可能であると考えております。市長や市当局からはそのような意味での緊迫感が伝わってきておりません。今日、国の政権はかわりましたが、多賀城インターチェンジ開設に向けた動きは変えるわけにはいきません。県との連携はもちろんですが、周辺自治体や地元県議会議員、県選出国会議員などと連携して大々的な要望活動などを展開すべきと思いますが、市長のお考えをお聞きするとともに、この際、今後の積極的な展開について力強い決意を聞かせてください。

いずれにせよ、多賀城市単独の行動では限界があります。繰り返しになりますが、何といたっても県の力、すなわち村井知事との連携が不可欠です。県との連携について今後の取り組みに関して検討を行っているならば、その内容を具体的にお示しください。また、周辺自治体との連携方法についても、どのように考えておられるのかお示しください。

あわせて、県議会議員及び県選出国会議員の皆さんの力は極めて大きなものがあります。県議会議員及び県選出国会議員の働きかけの実績や今後どのように活動を要請していくかについて市長のお考えをお聞かせください。

さて、仙塩道路、多賀城インターチェンジともに埋蔵文化財が存在するため、文化財発掘調査が必須事項となっております。それぞれ文化財発掘調査を実施しなければならない面積をどのように見ているかお示してください。

文化財発掘調査がネックになり仙塩道路の4車線化も多賀城インターチェンジの開設も大幅に先送りされるとするならば、失政以外何物でもありません。市長の責任問題が必至と考えますが、そのような事態を回避するため市長は今後どのように取り組む予定であるかをお示してください。

文化財発掘調査も県の文化財保護課などとの連携が不可欠と考えますが、連携のあり方について市長の考えをお聞かせください。

文化財発掘調査を含め、常磐自動車道が全通する平成26年度が仙塩道路の4車線化及び多賀城インターチェンジ開設の大きなポイントとなると考えます。仙塩道路の4車線化及び多賀城インターチェンジ開設が決して後塵を拝するすることのないよう不退転の決意で取り組むことを市長みずからの言葉をお聞かせいただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

続いて、2点目ですが、高橋五丁目の冠水についてでございます。

高橋五丁目内の浜居場公園付近におきまして雨水による冠水害がございます。近場で言えば、8月にも一度あったそうであります。これはきのうきょう始まったことではなく、随分前からであることは周囲にお住まいの方よりお伺いいたしました。雨の降る日には安心して眠れないそうであります。ガレージの車を移動させることもしばしばとのお話です。なぜあの場所が冠水するのか、それらの原因を早急に調査し、改善策も早急に講じることが地域にお住まいの皆様のお安全安心な生活につながることは間違いございません。

それと同時に、21年第1回定例会におきまして、高橋雨水幹線の整備について質疑をさせていただきます。あの地域の主に宝塚から流れてくる農業用水及び西部地区の雨水は、先ほどの高橋雨水幹線に流れ、中野ポンプ場より排出されます。冠水被害の出ている地域の雨水もこちらの高橋雨水幹線に流れてくるわけですので、こちらの整備も早急にすべきであると考えております。第1回定例会の際にも申し上げましたが、JRとの協議がおくれれば幹線整備の計画の進行にも影響が出ますので、こちらも早急なJRとの協議が必要だと考えております。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の御質問にお答えいたします。

本日お手元にお配りしておりますパンフレットをごらんいただきながら回答をお聞きいただきたいと思います。

県内の沿岸部を縦走する常磐自動車道、仙台東部道路及び三陸縦貫自動車道の供用済み区間で、既に都市計画決定されているにもかかわらず、まだ着工のめどが立っていないのは、唯一、（仮称）多賀城インターチェンジだけであることは御承知のとおりでございます。周辺地域における高速道路は、仙台北部道路の延伸と石巻方面への接続、仙台松島道路の4車線化と仙台港インターチェンジの事業着手などで交通需要の増大が見込まれ、都市計画道路玉川岩切線の開通を含めると、（仮称）多賀城インターチェンジの事業着手に向けた環境が大きく変わろうとしております。これらの認識に立ちますと、是が非でも一日も早く完成に向けて事業着手していただきたい気持ちでいっぱいでございます。

要望活動につきましては、平成9年3月の暫定2車線による開通以来、これまでも幾度となく展開してまいっております。ことしに入りまして、宮城国道協議会、東北国道協議会、全国高速道路建設協議会、中央地域道路懇談会に参加し、関係機関に強く働きかけたほか、6月3日には国会議員を初め国土交通省、財務省に赴き、さらに6月8日には東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県など、約100名の関係者に対しまして直接要書を手渡ししながら、仙塩道路の4車線化とあわせた早急なる整備促進を訴えてまいったところでございます。また、宮城県市長会や仙台都市圏広域行政推進協議会の構成市町村からも整備の必要性について賛同を得ているところでございます。

こうした中、市民の有志が（仮称）多賀城インターチェンジ早期整備促進協議会を発足させる準備に取りかかっているところでございます。この団体には関係機関に対する要望活動の後押しをしていただくことになりましたことから、周辺の市町村にも働きかけ、強力にアピール活動を推進してまいりますので、議員各位におかれましても、どうぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

大分深谷議員から力強い、もう強い決意でということ、不退転の決意でという話もございました。当然私は不退転の決意で頑張るつもりでございますし、県議会の皆様方にも御協力、また国会議員の皆様にも御協力をお願いするよう、なお一層働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、高橋五丁目の道路冠水についてでございますが、高橋地区の雨水は新田地区の一部とあわせて高橋雨水幹線へ流入し、仙台市との行政界付近を經由して仙台港背後地内に位置する仙台市の中野雨水ポンプ場にて仙台港に排水しております。

この高橋雨水幹線で完成しているのは、国道45号横断部から中野雨水ポンプ場までと、高橋土地区画整理事業において整備した四丁目と五丁目までです。しかし、育英学園東側のコンビニ南側から国道45号までの約530メートルは、まだ農業用水路をそのまま雨水排水路として使用しているもので、断面を計画と現況と比較しますと水路幅で約2メートル狭く、JR仙石線横断部はさらに狭くなっており、水路の高さについては現況の水路底からさらに1.2メートルから1.5メートル下がり計画されております。未整備区間の整備については、来年度よりJR東日本と仙石線横断部の設計協議と国道45号からJR仙石線までを調査設計し、協議が調い次第、工事に着手する予定としております。

御質問の高橋五丁目の浜居場公園付近の市道の道路冠水は、先日、8月31日の台風11号の降雨により一時的に冠水しましたが、先ほど説明いたしました高橋雨水幹線の整備を進めなければ抜本的に解消できないことから、市といたしましては、一時的な冠水の軽減を図るため、暫定的な対応として路面排水の迅速な排除方策など、道路側溝と下水道の水路との接続等の再調査を行い対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

まず初めに、高橋の雨水の方からお話ししたいと思います。

先ほど市長さんのお口からもあったように、こちらを、高橋雨水幹線の整備に着手しない限り、高橋五丁目にお住まいの方々の安全安心といえますか、その冠水被害については対応が難しいということですので、JR と協議を重ねていく中で、JR との協議の部分と同時に並行しながら、作業の進められる部分は作業を進めていくような形で、JR とのその協議が調ったときには、もうそこをすぐ着手して、一刻も早いその雨水幹線の整備の完成をですね、あるいは高橋五丁目の浜居場公園付近にお住まいの皆様は、そこがない限り、市民の安全安心がやっぱり一番であろうということは市長の認識も一緒だと思いますので、そういった協議とあわせながら工程を進めていくということが一番早い素人ながらに考えた方法なのかなと思いますので、JR との協議しながら工事を並行していくという、そういったようなお考えはどうなのかなと思いますので、その辺、御答弁よろしく願いいたします。

それから、多賀城インターチェンジの件なんですけれども、先ほど私も市長にちょっと強い言葉で言ったなということは思っておるんですが、そんな中で、市長、確かにいろんな場所に要請、要望活動を展開したということは、私も……、議会の方です、多賀城の支部といたしまして、そちらの要望を行ったことが一度二度ございます。ただ、そういった部分、結果として要望したものが形にならなければ、要望は何だったのかという話にもなってしまうのがやっぱり現実だと思いますので、そういった部分を私が今回一番強く言いたいところはですね、まず平成 26 年までに仙塩道路の 4 車線化とあわせてこれが工事が着手されない限り、多賀城インターチェンジは難しいであろうという認識は、市長がまずその辺はどういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

それから、先ほど文化財の件を聞いたんですけれども、発掘しなければいけない面積、あとは、それに係る大体のおおよその予算ですね、そういったものをどれぐらいで算出していて、結局その部分も要望という活動ではやっているとは思いますが、そういった部分をどのようにお考えなのかお示してください。

それから、先ほどちょっと聞き漏らしてしまったんですが、構成市町村って何の構成市町村だったかというような、市長、お話があったと思うんですけれども、そういったやっぱり周辺自治体の方々との連携も強化していくという意味で、先ほど市長の口からも御答弁ありましたが、多賀城でも期成同盟のような、準備会の方で設立したというようなお話があったんですけれども、そういった形をその周辺自治体の方々にも御協力いただいて、首長さん同士の連携ですとか、そういった部分もってはいかがかと思うんですが、実際にこれからまたどのように動いていくのかということ、今した質問と同時に、あわせてお答えよろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

まず最初に、高橋の雨水問題でございますけれども、JR と協議をしながら、並行して何とかしてもらいたいという話でございますけれども、この間、高橋でおぼんです懇談会のときに、この問題、深谷議員さんもいらっしゃったわけでございますけれども、出されたということで、本当にあの場所にお住まいなさっている方に対しては、本当に、いつ何時、集中豪雨があった場合には当然浸水というおそれがあるということでございますから、できれば、当然、JR との協議を早く進めることと、今後の対応として多賀城市でどういうふ

うなことをするのかということもあわせて、ちょっと担当と話、相談してから決めますけれども、日程等を調整しながら、今後の多賀城市の進め方をあの地域の住民の方々に丁寧に説明するのがまず最善の策かなと。ですから、流れとして、それを市の方として今後の進め方をどうするのかということはある程度決めてから、近いうちにですね、まずその説明に上がらなくちゃいけないかなというふうには思っております。

それから、インターチェンジでございますけれども、26年までにではなくて、私はここ一、二年が勝負じゃないかなというふうには思っております。26年までかかったんでは、とてもじゃないけれども、恐らくできないということになってしまうんじゃないかなと。

ただ、私自身、一番怖いのは、この間の政権かわったということで群馬県の八ツ場ダムの問題もございましたね。あんな6割だか7割近くですか、でき上がってたダムが、だめだということでやめるという方向、あるいは沖縄だったかな、のところでございましたね。いろんなところでそういうことが出てきているということで、多賀城の場合、先ほど説明したとおり、最後に残ったインターチェンジということですね。4車線化なっても……。というのは仙台港北と、それから次の利府、塩釜ですか、あるいは今度のしらかし、近いんですよ、近いです。ですから、下手すると、こんな近いとこで何すんのと、要らないよなんて言われたんでは、これは大変なことになるんじゃないかなと。私はそれが一番怖いんですね。ですから、そういうふうにならないように何とかあちこち手を尽くして頑張っていかなければいけないというふうには思っております。

それから、周辺の市町村と言ったわけ、答弁では。周辺の市町村にも、市町にも働きかけてということですから、要するに仙台でも、今度このインターチェンジできれば、仙台の岩切、あるいは利府とか塩竈の方も乗るわけですね。ですから、その辺にも、この周辺にも働きかけてという話で言ったわけでございます。

それから、文化財の発掘の面積とかなんかは建設部長の方から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

それでは、多賀城インターに係る遺跡の発掘調査関係でございますけれども、本線とインターをひっくるとして全体で7万2,400平方メートル、これが発掘の調査対象面積でございます。うち3万4,590平方メートルについて発掘調査が完了してございます。それから、調査だけしているのとか、それから時代区分によって、あそこの部分には古墳時代、それから中期近世、それから弥生と3層あるもんですから、その発掘調査については、現在、文化財保護課、県の文化財課の方と協議中でございまして、その辺がはっきりしないと、御質問の費用が幾らだというのが現時点ではつかんでございませぬ。よろしいですか。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

高橋のまず雨水幹線については、そういった形で、やっぱり、今市長の方からもあったように、周辺住民の方々とやっぱりお話も必要だと思いますので、そういった中で建設

部さんと市長さんとの部局との方で話がまとまって、どういったお話ができるのかということがまとまったら、私の方にもぜひよろしくお願いいたします。

じゃあ、とにかく一日も早い高橋雨水幹線の整備を、住民の方々も切望しておりますので、その辺は重々わきまえていただいているとは思いますが、よろしくお願いいたします。こちらについては御答弁は要りません。

多賀城インターチェンジの方なんですけれども、何か聞けば聞くほど問題が山積みの多賀城インターチェンジのようなんですけれども、やはり、先ほど部長さんのお口からもあったように、3万 4,590 平方メートルが完了していると。あと3万 6,000 平方メートルぐらい残っているわけですね。そんな中で、それが弥生時代なのか古墳時代なのかというような部分は、その県の調査の方でということであれば、なおさら県の文化財保護課の方にももう少し働きかけていただいて、まずそっち早くしてもらわないと、結局、こっちで何した、かにしたって言うてもだめなわけですよ。ということは、やっぱり県との連携という部分が今までちょっと薄かったのかなという部分はしようがないのかなと思いますので、ただ、今までやってきた行動も今までの形としてあらわれてはいるとは思いますが、きょうからまた新しいスタートとしてですね、どういうふうにこれから活動していくのか。それで、またその活動した結果、一、二年という、それは私もその一、二年というふうに、勝負だと思っております。

ただ、市長が、私も思う一つのあれとしまして、市長がやっぱり県議会議員だったころに、やっぱり選挙のときに、市政と国政のパイプ役が県だと思っておりますけれども、そういった中で、こういう時代というのはやっぱり政治的な判断という部分もいろいろ絡んでくると思いますので、市長が今まで培ってきたその政治のパイプをフル活用して、こういった発掘調査にしても、前回も出ましたが、全国史跡協議会の会長であることも、使える立場は使えるだけ全部使って、一日も早く形にすることが何よりも大切なことだと思いますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

それから、一つ、周辺自治体の方々、やはり多賀城インターチェンジを利用するの方々、この地を、いろいろあるわけでございますので、そういった首長さんたちとの期成同盟みたいなものを形としてつくって、それを全体として多賀城のために皆さんで働いてもらえるような形としてあらわしていくこともやっぱり必要なことなのかなというふうに思うんですね。なので、その辺は前向きに周辺自治体との連携という形を、組織化することも必要だと思いますので、その下に我々地方の議員がついて、大きな一つのまとまりとなって要望していくことでやっぱり何ぼか力になれる部分もあると思いますので、そういった部分、ちゃんと組織して進めていくことが多賀城インターチェンジということについての前進につながると思いますので、まさに今政権がかわって、市長の政治力が試される時かなと思いますので、その部分をぜひよろしくお願いしたいと思います。答弁は市長からいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

深谷議員からは大分おしりをたたかれたような感じがするわけでございますけれども、当然、私のこれ使命だという思いで、今深谷議員がおっしゃったことはフル回転で動いていきたいというふうに思います。

県の方にも、もう既に、知事初め、県の教育長とか、関係のですね、文化財課の課長さんは当然のことですけれども、そういうところはもう何回も回っております。向こうももう十分わかっているはずだというふうに思います。ですから、周辺の市町さんたちの首長さん方にも、これは一緒に今度、早期整備促進協議会等、市民の方々でできる場合にでもですね、お願いに上がって、一緒になって一丸となってお願いしていくという行動をとっていきたいという思いでございますから、そのときはバックアップのほどをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（石橋源一）

次に、1番柳原清議員の登壇を許します。柳原議員。

（1番 柳原 清議員登壇）

○1番（柳原 清議員）

私の質問は5問です。

まず、1番目の質問は、水道料金の引き下げについてです。これは私の6回目の水道料金の質問になります。さきに森議員からも同趣旨の質問がありましたので、簡単に述べさせていただきます。

本市の平成20年度における水道事業会計の黒字は1億6,648万円でありました。しかし、玉川岩切線開通に伴う臨時的な支出4,700万円を加えれば2億円は超えることとなります。平成12年12月議会で値上げを決めたときは、年5,000万円の黒字を見込むということで値上げを認めたという経過がございます。年2億円の黒字体質は、平成13年の値上げ以降変わっておりません。さらに、来年4月に仙南仙塩広域水道の料金引き下げが実施されることになっており、市水道部の試算では、当市の受水費の値下げは年間3,236万8,000円とのことです。水道料金の引き下げはいよいよ求められております。速やかな料金引き下げを重ねて要望するものであります。

第2の質問は、新田浄水場施設の有効利用についてです。

市民から「浄水場の建物を地域の会合などに使用させてほしい」という要望が出されております。新田地区には集会所が1カ所しかなく、集会所の必要性は非常に高まっております。新田で広い公共施設といえば、すぐ浄水場の建物が目に浮かんでまいります。新田浄水場は平成17年から使用されておられません。新田浄水場の今後の使用見通しはいかがでしょうか。使用する予定がないのであれば、市民に開放するなどして施設を有効に利用したらよいと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目の質問は、高橋雨水幹線の整備についてです。先ほど深谷議員からも同趣旨の質問がございました。

高橋五丁目では大雨が降ると道路が冠水する被害が発生しております。同地域に降った雨水は、育英学園の南側の排水口から仙台市との境を流れる高橋雨水幹線により仙台港に排出されております。しかし、同幹線は育英学園から三陸縦貫道までの約500メートルが未整備となっており、とりわけ仙石線下は極端に狭くなっております。この雨水幹線の流れが悪いために育英学園南側の排水がうまくいかず、高橋五丁目の道路が冠水するという状況となっております。一番ネックとなっている仙石線下の水路を拡張すれば排水がスムーズになり、被害防止に効果が高いと思われます。仙石線下の水路拡張を早急に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、信号機の整備についてです。

高橋三丁目セブンイレブン前交差点は、西側からの見通しが悪く、しばしば出会い頭の事故が発生しております。信号機を設置するなど事故防止の対策を検討されたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後の質問は、保育所の待機児童解消についてです。

失業率が最悪を更新し、家計の所得が減り続けております。「家計を助けるため、子供を預けて働きたい」という要望が全国的にますますふえており、保育所待機児童の急増が新聞などで報道されております。さきの総選挙でも待機児童解消が各党のマニフェストにうたわれるなど、国民的課題となっており、待機児童解消は待ったなしです。当市でも待機児童の問題はますます切実となっております。思い切って保育所を増設するなど、待機児童解消の抜本対策が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上、市長の答弁を求めまして質問といたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答えいたします。

1点目の水道料金の引き下げについてと、2点目の新田浄水場施設の有効利用については、水道事業管理者から答弁させますので、よろしく願いいたします。

私から、3点目の高橋雨水幹線の整備についてでございますけれども、先ほどの深谷議員の御質問に回答したとおり、未整備区間については来年度よりJR東日本と設計協議を開始したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

4点目の高橋三丁目セブンイレブン前交差点に信号機を整備されたいとの御質問でございますが、当該交差点は、南北に縦断する優先道路である市道高橋大日南線と東西から進入する市道門間田二号線、大日南奈賀済線が交わる交差点であり、周辺市街地の整備や大型店進出等による交通量の増加に伴い、先ほど御指摘のとおり、しばしば出会い頭の交通事故が発生している状況にあることは認識をしております。このことから、塩釜警察署には機会あるごとに信号機設置を働きかけてまいりましたが、現状の道路形態等から、現時点での信号機設置については困難である旨の回答をいただいております。

しかしながら、当該交差点の交通安全対策として、通行するドライバーへの注意喚起を促すための青色のカラー路線舗装工事並びに横断歩道及び優先道路を示す白線工事を9月10日に完成させたところでありますので、当面は当該交差点における車両通行や歩行者通行の推移を見きわめながら、引き続き交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

最後に、5点目の待機児童の現状と待機児童解消の抜本対策についてでございますが、ことし9月の段階において、保護者の希望する保育所に入所できない児童は107名で、国の定義による待機児童は31名となっており、現状については認識しているところでございます。

しかしながら、今後の社会情勢の変化や国の施策の動向を十分見きわめる必要があるとともに、次世代育成支援行動計画の後期計画におけるアンケート結果に基づく将来の保育需要を踏まえ、計画的な対策を講じる必要があると考えております。

私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

（水道事業管理者 板橋正晃登壇）

○水道事業管理者（板橋正晃）

柳原議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の水道料金の引き下げに関する質問についてでございますが、さきの森議員の御質問に答えたとおりのスケジュールを考えてございますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の新田浄水場施設についてでございますが、当該施設は水需要の低迷などから平成17年4月より休止しておりますが、本市の重要な自己水源としての位置づけから、現在も認可施設としての水源井の維持管理に努めているところでございます。施設はもう使えないんですけれども、水は、井戸は何かのとき使うということで、維持管理に努めているということでございます。

市民に開放するなどの施設の有効利用を図りたいとの御質問でございますけれども、ただいま御説明申し上げましたとおり、認可施設であることから目的外使用はできないこと、また昭和51年3月に完成した建物であることから、平成14年度に建物の耐震診断を実施したところ、安全とされる基準を満たしていないことなどから、施設の開放はできないものでございますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

まず、第1点目の水道料金についてですけれども、先ほどの森議員への答弁では、値下げ幅は、現状維持も含めて、どれくらい下げられるか検討したいというような、大変消極的なというか、答弁だったと思うんですけれども、水道事業管理者としては、いろいろ考えて慎重な答弁になったのかなということも理解できるわけでありましてけれども、私ども、ずっとこの間、1億5,000万円前後は下げられるとずっと主張してきたわけでありましてけれども、この間の毎年の水道事業の決算を見ますと、平均で約2億円の黒字がずっと出ているということから、私どもの主張は正しかったということは決算を見る限りは裏づけられているかなというふうに思います。

ここで幾ら下げると水道管理者に言っても、すぐ幾ら下げますとは言えないと思っておりますので、水道管理者のいろんな、水需要の低迷ですとか、いろんな設備の老朽化とか、いろんな企業経営の環境が厳しいという、そういう説明はよくこちらもわかっておりますので、それは11月の説明会のときにまた議論をしたいと思っておりますが、きょうは市長の方にちょっとお聞きしたいんですけれども、市長、私、07年の第4回定例会で「水道料金を引き下げを検討してみたい」という答弁があったと思うんです。という表現をされました。それか

ら、私ども、県の企業局に調査に行きまわってまいりまして、県の企業局では、水需要の低迷と、宮城県沖地震に備えて耐震対策をしなければいけないということと、施設の老朽化と、この3点があるので非常に経営環境は厳しいという説明を受けました。しかし、県民の福祉のために寄与するのが公営企業の基本だということで、料金改定を今考えているんだというお話を企業局の方で伺ってまいりました。それで、企業局では、ことし料金を引き下げるという、そういうことに踏み切ったわけですが、それでも——まだ決定ではないですが、そういう方針を出したということ、これは私は企業局では大英断だと思っております。

そこで、市長に感想をお聞きしたいんですけれども、企業局がことし、経営環境は厳しいけれども、何とか県民のために水道料金を少しでも下げるといふ、こういう決断をしたということは私はすごい英断だと思うんですが、多賀城市でも同じ経営環境は厳しいわけがありますけれども、やはりここはひとつ市長のリーダーシップを期待して、ぜひ市長の方からも水道管理者の方に、ぜひとも少しでも大幅な引き下げをやってほしいということを書いてほしいとは思いますが、市長には、県の方が今度料金引き下げるということを決めたということに対して、市長の感想をちょっとお聞きしたいと思います。

それで、第2点目の新田浄水場の件ですけれども、先日、私も新田浄水場、案内していただきまして現場を見てまいりました。機械室は別にして、会議室とか、休憩室とか、3カ所ぐらい使えそうな部屋はあったかなと思ったんですけれども、いろいろ説明を聞いてみると、耐震的な問題があるとかということで、なかなか市民に開放するのは難しいという話でした。そういう事情があるんですしたら、それ開放するのが難しいということでしたら、それを市民にちゃんと説明するなり、あるいは見学会を開いて、こういう現状なんだということで市民に見てもらおうとかですね、あとは、今すぐは使わないというのであれば、今度、長期的にこの浄水場をどうしていくのかという検討も始めていく必要があるのではないかと思います。この件に関しては、もう一度管理者から答弁をお願いします。

高橋雨水幹線についてですけれども、先ほど深谷議員の答弁であったように、来年度からJRとの協議に入るといふことで、これは答弁は要りませんが、これはぜひ、そういう方針が出ましたら、ぜひ高橋の市民の皆さんに御案内をして、説明をよくしていただきたいということをお願いしたいと思います。これは答弁は要りません。

4点目の高橋の信号ですけれども、ここはすぐ信号をつけるのは難しいけれども、ここに道路にラインを引いて、ちょっとでこぼこをつけて注意を喚起するという、そういう対策をすぐとっていただきまして、この点は素早い対応だったなと思って評価したいと思います。今後事故がなくなるように私も期待して、この推移をちょっと見守っていききたいと思います。やはり一方が直線道路で、かなり広い道路でありますから、スピードを出してこられる方も多くいので、そういう道路にでこぼこをつけるとか、そういう対策は今後もやってほしいと思います。

最後の保育所なんですけれども、私の方も市民から、「いつになったら保育所に入れるんだ」と、「これでは生活設計が成り立たない」と、いろいろ要望されております。今度国の方でも保育所待機の解消を目指していろいろ動きがあると思いますが、潜在需要ですね、4月段階では83人だったのが、もう100名を超えているというような大変厳しい状態が今続いておりますが、ぜひこれは国の方の動向も見守りながら、市の方でも何とかこの待機の解消について力を発揮して欲しいと思います。この待機の解消の方も、国のちょっと推移を見守っていくということで、これも答弁は要りません。

では、水道の2点についてお願いします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私の方から水道のことを言えと言われても、管理者がいるもんですから、ちょっと答弁難しいというふうに思いますけれども、県の方は県の方で値下げに踏み切ったということで、これはじっくりと管理者の今後の経営というものに、経営という視点からどうなのかということを経営の方によく考えていただければなというふうに思います。

私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

私への質問は、市民に説明してほしいというふうなお話だったと思いますけれども、以前にもあそこ貸してくださいというお話は受けているんです。そのたび今みたいなお話は伝えてあるんです。でも、なかなか、まだどうしても借りたいということで、議員さんを通してということなのかなと思っていましたけれども、現状を見ていただいて、そういう会議する場所、会議室じゃなくて、薬品庫とか、そういう休憩室みたいなところの部屋があるということでございますので、その辺は市民の方にも、特に新田住民の区長さんを初め、そういう方に見てもらいながら、きちっと説明していきたいと、このように思っております。

それで、将来的にあの浄水場どうするんだというお話がございました。今、耐震基準から満たしていないということをお話ししました。耐震基準満たしていない建物をいつまでも残しておくのかという問題だと思っておりますので、あれは今休止という言葉使ってますけれども、今、井戸だけは毎日くみ上げて、いつでも使えるようにしてますということですが、今の水需要とか考えますと、今、釜房からと、釜房は仙台からの分水、あるいは七ヶ宿、これは仙南仙塩広域水道からの分水、あと岡田の自己水源、これで十分間に合うんだろうというように今思っておりますので、これを休止から、近い将来、廃止の方に持っていきたいなと。これは厚生労働省の認可が必要でございますので、そういう変更をしていきたいとまず思っております。その後にあの建物を取り壊していきたいと、このように思っております。

ただ、あの建物も、ごらんになっていただいたように、工作物がすごくあります。壊すだけでも莫大なお金がかかるんだろうと思っております。それを今の水道会計から出していったら水道料金の話なんてどこにもなくなる可能性さえありますので、その辺の時期を見計らいながら、今後どうあそこあるべきかということを経営的に考えていかなければならない事案だなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

近い将来、やっぱり廃止をまずするというに進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

新田浄水場は近い時期に廃止をするという答弁だったんですけれども、今、壊すときにですね、幾ら水道料金をつぎ込んででも足りないという発言がありましたけれども、やり方、こういう施設を解体するときなどは、やはりこれはずっと長い期間かけて使うものですから、負担は世代間の公平ということもありますので、それを全部直ちに水道料金にはね返すというのは、私はそういうふうには……。公営企業会計の考え方からいけば、ずっと使う期間で公平に負担をしていくというふうにするためにはですね、水道料金はだから上げてもいいんだというような今の答弁は、ちょっと納得できなかったです。

それで、あと市長の水道料金の方は、水道管理者の方に聞いてくれということだったんですけれども、やはり県民の暮らしが大変だから、ちょっと水道料金を下げようという、そういう県の考え方は、市民の暮らしが大変だから、じゃあ水道料金を下げようかという、そういう政治的な判断としては、やっぱり市長のリーダーシップが求められていると思います。また、今回、県の水道料金が下がったのに市の水道料金が下がらないということに例えばもしなるとすれば、これはとても市民の理解は得られないと。これは一体何をやってるんだという、こういう批判は避けられないと思います。では終わります。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

ちょっとだけよろしいでしょうか。

値上げするという意味じゃなくて、取り壊しする場合は起債対象事業にもなろうかと思えますので、その辺も取り壊す時期にはやっぱり考えていかなければならないなと思ってございます。

ただ、公的資金の保証免除繰上償還、今これで水道事業、16億ぐらい繰上償還してございます。5%以上の金利で借りていた起債を早く返して、今安い金利で借りかえするという方法でございますけれども、これするとき財政健全化計画というのを立てて許可をもらってるんです。これが、23年度までに企業債の未償還残高、まだ返さない残高はこのくらいまで持っていきますということを約束しながらこれ認められている経緯もございますので、先ほど言ったのはその辺の事情も踏まえながら取り壊しする時期を考えていきますということもちょっと不足したかなと思いましたので、お話しさせていただきます。

ただ、もう一つは、受水費下がったから下げないとおかしいんでないかということになれば、17自治体全部がそうなるのかなという感じもしますけれども、やっぱりそれぞれの企業の事情というものがあって、今まで何回も同じことを言って申しわけないんですけれども、一般会計から高料金対策でいただいている分が23年から今の計算上はもらえなくなるんですよというお話もさせていただいております。そういうものとか、水需要がこれどんどん下がっていく。これどこかでとまってもらわないと、将来の5年なり、料金改定を見直すにしても、3年なり5年のスパンで考えるわけですけれども、この水需要がこのままずっと下がっていくものなのか、どこかでとまるのか、これがわからないのが非常に今苦慮しているところでございますので、そういう事情もありますから、11月、ちょっと終わりごろになると思いますが、きちっとした資料を出しながら、議員の皆さんに説明しながら私たちの考えを話していきたいと、このように思っておりますので、どうぞ御理解をお願いします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす9月26日から27日までは休会といたします。

来る9月28日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時15分 延会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月25日

議長 石橋 源一

署名議員 松村 敬子

同 尾口 好昭